

### 第3章 平常時の対応

#### 1 平常時の体制整備

災害時に起こりうる事態に対して、公衆衛生スタッフ自身が危機管理意識を強く持ち、被害を最小限にできるよう、平常時から必要な準備を行う。(表 30)

表 30 平常時からの体制整備

<b>指揮命令系統・役割の 明確化と共通理解</b>	(1)災害時に迅速に公衆衛生活動を実施するため、本マニュアルに記載された役割及び従事内容を確認するとともに、それぞれの役割を果たすため平常時から必要な準備を行う。 (2)保健・医療・福祉・介護等の関係機関と役割分担の確認を行い、連携体制の整備を図る。 (3)応援・派遣公衆衛生スタッフの要請手順を確認するとともに、受入れに関する体制整備を図る。
<b>情報伝達体制の整備</b>	(1)職員・関係機関の連絡網を整備、周知し、迅速な情報伝達体制を整備する。 (2)あらかじめ市町村と連携して、公衆衛生活動に関する記録様式を整備し、効率的な情報収集・伝達体制を整備する。
<b>要配慮者支援体制の整備 (公衆衛生スタッフの担当する ケースに限る)</b>	(1)市町村は、市町村地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者の避難支援プラン(個別計画)を作成する。 (2)各関係部局で避難行動要支援者の避難支援プラン(個別計画)や安否確認の項目・着眼点の共有化を図る。
<b>ボランティア団体等 の把握と役割の確認</b>	(1)ボランティア団体の受入れ窓口である社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体、NPO等の活動内容の把握を行う。 (2)迅速に必要な依頼ができるよう、連絡先の一覧を作成する。
<b>公衆衛生活動に必要な 物品の整備</b>	(1)あらかじめリュック等にセットし定められた場所に保管する、使用期限を確認し更新する等、公衆衛生活動に必要な物品の確認や準備を行い、災害時に迅速に活用できるよう関係者に周知する。(P49「表 45 携行品一覧」参照)

#### 2 マニュアルの見直し

適切な災害時公衆衛生活動を実施するため、県地域防災計画の見直し等にあわせてマニュアルの見直しを行う。

#### 3 防災に関する普及啓発

職員は、災害担当部局等と連携し定期的な研修や訓練を通じて、対応能力の向上及び防災意識の高揚に努める。

#### 4 訓練・研修の実施

本マニュアルを活用し、公衆衛生スタッフを対象として、被災状況等を想定した事例をもとに、判断力を培うシミュレーション研修等を、体系的に実施する。